

一般競争入札及び指名競争入札に関する基準

令和5年12月1日

告示第10号

一般競争入札及び指名競争入札に関する基準を次のように定める。

第1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に関する基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設工事附帯業務の請負、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の方法等について、必要に応じて、その都度定める場合を除き、あらかじめ、次のように定める。

1 競争入札参加資格審査申請の要領

競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書又は指名競争入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、当該申請は、管内業者（主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいう。）を田川市、川崎町、糸田町及び福智町（以下「構成団体」と総称する。）の区域内に有する者をいう。）に限り行うことができるものとする。

- (1) 営業に必要となる許可、認可、登録等を得ていることが確認できる書類
- (2) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法に基づく許可証明書及び経営事項審査結果通知書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

2 有資格者名簿への登載

企業長は、田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）第4条第1項（規則第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる工事について有資格者名簿を作成し、必要な審査を行った上で、前項の規定による申請を行った者のうち資格を有すると認められる者（以下「有

資格業者」という。)を登載する。

- (1) 管工事
- (2) 水道施設工事

3 競争入札に参加できない者

次に掲げる者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 規則第2条第1項又は第3項に該当する者
- (2) 規則第2条第2項に該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しないもの
- (3) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法第3条の規定による許可及び建設業法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (4) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 共同企業体にあつては、その構成員に前各号に該当する者を含む者

4 建設工事の契約に係る競争入札に参加する者の順位付け

第2項に規定する有資格者名簿に登載された者については、工事の種別ごとに別に定める基準に基づき総合点数を算出し、その結果により順位付けを行うものとする。この場合において、入札及び契約を所掌する課は、順位付けの結果を閲覧に供するとともに、企業団のホームページに掲載して公表するものとする。

第2 建設工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）に係る一般競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名基準

一般競争入札参加者の資格の決定及び指名競争入札参加者の指名については、次に掲げる事項に留意するとともに、指名競争入札参加者の指名にあつては、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにしなければならない。

(1) 指名停止の状況

田川広域水道企業団指名競争入札参加者の指名停止の措置要領に基づく指名停止の期間中であること。

(2) 不誠実な行為の有無

企業団が発注する工事請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継

続していることから請負者として適当でないと認められること。

ア 工事請負契約に基づく措置要求に従わない等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であること。

ウ 警察から企業長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、警察と協議の上、その旨を企業長が認定した場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。

(3) 経営状況

ア 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、指名しないこと。

イ 企業団の水道料金又は構成団体の税について、競争入札に参加しようとする年度の前年度分までに滞納があり、経営状況が不健全であると認められる場合は、指名しないこと（法人の場合は、代表者個人分を含む。）。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされたことを知った場合は、指名しないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたことを知った場合は、指名しないこと。

(4) 手持工事の状況

工事の手持状況からみて発注予定の建設工事を施工する能力があるか否かを総合的に勘案すること。

(5) 技術的特性

ア 発注予定の建設工事と同種の建設工事について同等の施工実績（企業団が発注する建設工事以外のものを含む。以下同じ。）があること。

イ 発注予定の建設工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。

ウ 地形、地質等の自然的条件、周辺環境条件等発注予定の建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

エ 発注予定の建設工事を施工するために必要な有資格技術者を確保できると認められること。

(6) 地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び工事成績等からみて、当該地域における建設工事の施工特性に精通し、工事種別及び工事規模に応じて、発注予定の建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか否かを総合的に勘案すること。

(7) 工事成績

ア 過去の工事成績が特に不良である場合は、指名しないこと。

イ 表彰状又は感謝状を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(8) 安全管理の状況

ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として適当でないと認められるときは、指名しないこと。

イ 安全管理の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(9) 労働福祉の状況

ア 賃金不払に関する状態が継続している場合であって、明らかに請負者として適当でないと認められるときは、指名しないこと。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結しているか否か、又は建設業退職金共済証紙の購入若しくは添付がなされているか否かを総合的に勘案すること。

ウ 社会保険、雇用保険等の加入状況を総合的に勘案すること。

エ 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

第3 競争入札参加者の資格取消し等

1 企業長は、有資格業者が第1第3項各号の一に該当すると認めるときは、田川広域水道企業団建設業者指名委員会の審議を経て、競争入札参加資格を取り消し、又は別に定めるところにより指名を停止するものとする。

2 企業長は、有資格業者が建設業法第12条各号（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定の一に該当することの届出があったことを知ったときは、直ちに競争入札参加資格を取り消すものとする。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、令和6年4月1日以後に起工する工事から適用する。